

口座振替依頼書（債権者登録等申請書）の押印省略に関するQ&A

No.	質問	回答
1	口座振替依頼書（債権者登録等申請書）に押印を省略できるのはいつからか？	○ 令和4年1月1日以降に申請するものが対象になります。（申請日が令和4年1月1日以降のもの）
2	口座振替依頼書（債権者登録等申請書）の様式は改正されるのか？	○ 今回の押印見直しに伴い、令和4年1月1日付で様式が改正されます。
3	改正前の様式で提出してもよいのか？	○ 改正前の様式でも受付します。 ○ 事業者（法人、個人事業者、団体）の方で押印を省略する場合は、口座振替依頼書（債権者登録等申請書）の余白に、「本件責任者及び担当者の氏名」を記載してください。
4	口座振替依頼書（債権者登録等申請書）に押印すると無効になるのか？	○ 今回の取扱いは、押印を省略できるようにするもので、従来どおり、口座振替依頼書（債権者登録等申請書）に押印することも可能です。
5	従来どおり、口座振替依頼書（債権者登録等申請書）に押印し、郵送や持参してもよいのか？	○ 押印した口座振替依頼書（債権者登録等申請書）の取扱いに変更はありませんので、従来どおり、原本を窓口を持参するか、郵送により提出してください。
6	口座振替依頼書（債権者登録等申請書）の押印を省略する場合の記載方法は？	○ 事業者（法人、個人事業者、団体）の場合、口座振替依頼書（債権者登録等申請書）に、「本件責任者及び担当者の氏名」を記載することにより押印を省略することができます。 ○ なお、提出された書類の内容を確認するために、必要に応じ、記載された方に連絡することがあります。
7	「本件責任者」とはどういった者か？	○ 代表取締役または支店長や営業所長等といった社内において権限の委任を受けた役職員の方をいいます。 ○ なお、提出された書類の内容を確認するために、必要に応じ、記載された方に連絡することがあります。
8	「本件担当者」とはどういった者か？	○ 本申請に関する事務を担当する方をいいます。 ○ なお、提出された書類の内容を確認するために、必要に応じ、記載された方に連絡することがあります。
9	本件責任者や本件担当者名の記載は、苗字のみでもよいのか？	○ 必ず、氏名（フルネーム）を記載してください。 ○ また、役職がある場合は、職名を記載してください。
10	現金受領を委任する場合、本件責任者及び本件担当者は誰になるのか？	○ 委任者側の本件責任者及び本件担当者について記載してください。
11	法人の代表者の職名・氏名等も省略することは可能か？	○ 今回の取扱いは、押印を省略できるようにするもので、法人の代表者の職名・氏名の記載を省略することはできません。

12	連絡先は、携帯電話番号でもよいか？	○ 固定電話を設置していない場合には、携帯電話番号を記載してください。電話が無い場合や、平日日中に電話での対応が困難な場合などは、メールアドレスを記載してください。
13	口座振替依頼書（債権者登録等申請書）の押印を省略した場合、電子メールで提出できるか？	○ 電子メールによる受付は行っていません。 令和4年1月1日以降、いわき市ホームページの「電子サービス」（電子申請）に必要事項を入力のうえ申請くださいますようお願いいたします。